

東日本大震災による被災者に対する秋田県後期高齢者医療保険料の減免に関する条例施行規則をここに公布する。

平成23年7月19日

秋田県後期高齢者医療広域連合長 穂 積 志

秋田県後期高齢者医療広域連合規則第2号

東日本大震災による被災者に対する秋田県後期高齢者医療保険料の減免に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、東日本大震災による被災者に対する秋田県後期高齢者医療保険料の減免に関する条例(平成23年秋田県後期高齢者医療広域連合条例第号。以下「条例」という。)第7条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(減免の申請)

第2条 条例第2条の規定により減免を受けようとする者は、別表に定める申請書に必要事項を記載し、次に掲げる書類を添えて申請しなければならない。

- (1) 被災証明書、被災証明書等
- (2) 死亡診断書、死体検案書、医師の診断書、医師による証明書等
- (3) 警察等への行方不明に係る届出等
- (4) 廃業届、離職証明書、解雇通知等
- (5) その他申請理由を証明する資料(被災の状況の説明資料等)

(減免申請書)

第3条 条例第3条に規定する減免の申請は、後期高齢者医療保険料減免申請書(様式第1号)によるものとする。

(減免決定通知書等)

第4条 条例第4条に規定する減免の決定は、秋田県後期高齢者医療広域連合後

期高齢者医療保険料徴収猶予及び減免取扱要綱（平成20年告示第4号。以下「減免要綱」という。）で定める様式第6号又は第8号によるものとする。

（減免事由の消滅申告書）

第5条 条例第5条に規定する申告は、減免要綱で定める様式第12号によるものとする。

（減免取消通知書）

第6条 条例第6条に規定する減免決定の取消しは、減免を受けた者に対し、減免要綱で定める様式第10号によるものとする。

（減免額）

第7条 減免額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げるものとする。

（補則）

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。